

原発事故と倫理

Ethics in the Nuclear Accident

小 阪 康 治*

YASUHARU KOSAKA

The nuclear accident in Fukushima is not only the scientific and technological subjects but the ethical issue. We, common Japanese, cannot truly understand the technological, economical, or legal aspect, but we can talk about the ethical aspect in this disaster, which is most fundamental. In this article, the subject is discussed from the viewpoint of modern ethics, especially on accountability, manual, and handling of unexpected crisis.

It is considered that the most important concept in this problem is sincerity (“Makoto” in Japanese). People in Fukushima demand this old Japanese-style thought unconsciously. The Japanese people are torn between such Japanese-style thoughts and Western thoughts. In the nuclear plant accident as the symbol of the deadlock of Western thoughts, people in Fukushima have no choice to coming back to this old Japanese thought

はじめに

東日本大震災による福島原発の事故については、すでにおおくの出版物があるが、問題の大きさからして、いずれも隔靴搔痒かつかそうようの感を否めない。事故を起こした原子炉内部の詳細もまだ分かっていない現状や、帰還困難区域が相当な面積にのぼっていること、帰還後の生活の在り方等の課題も、事故の解明に、別の障害を加えている。

ところで一般の国民は、原発事故について、主としてマスコミを通じて、福島県民は加えて自分の体験を通じて、知っている。しかしこれらの知識を基にして、自分で広範囲に及ぶ問題を理解するのは不十分であることも、知っている。

つまり、防波堤がどれくらいの高さが必要か、予備の発電機をどこに置くべきか、などの科学技術的な問題、また、法的にどういう不備があったか、どんな対策が必要かについて、自分たちが正確な意見を持つことができないことも知っている。

これらに関しては、それぞれの専門家が、専門知識にもとづいて判断すべきことも了解している。さらに政治や行政がこの問題を統括して適切な判断をすべき立場にあることも認めている。

* 人間生活学科

にもかかわらず、政治家や専門家の意見や仕事が役に立たなかったことが、今回の事故のおおきな原因のようなので、一般の国民は誰を信頼していいのかわからなくなっているのだ。

一般の国民にとって発言できるのは、技術的、法的観点、その他の専門的な観点ではなく、まさに倫理的な立場である。この立場からの研究は散見されるけれども、これまた部分的なものに過ぎない印象を持っている。

今回の原発事故について、現在の倫理学の水準からでも、説明義務、マニュアル、想定外について、有益な発言はできる^(注1)。さらに今回の事故の根底にある、現代の日本人が感じている本質的な課題、この論文ではこれらについて考察する。

I 倫理問題① 説明義務について

「説明はなぜ必要か」

原発事故について、国民一般にとってもっとも重要で、現代の倫理学の水準から、明確に回答できる問題のひとつが、説明責任だ。

説明義務は、われわれ民主主義社会の方針に関係していて、すでにさまざまな分野で定着して、実行されている。たとえば医療分野では、インフォームド・コンセントと言われ、患者・医療従事者の意思疎通を十分にすることを求めている。企業倫理では、情報公開という言い方になる。一般的には説明責任、説明義務とされて、政府や一般の不祥事では真っ先に求められる。また内部告発(公益通報)する者の保護も、この考えに沿ったものである。

なぜ、そうまでして説明するのか。それは説明を受けて判断し決定した結果には、判断し決定した本人が責任を持たねばならないからだ。

するとその決定に責任を持つためには、必要な情報が、正確に、分かりやすく伝えられなければならない。まちがった情報や不正確な説明だったら、それにもとづいた判断には、責任を持つ義務はなくなる。民主主義という制度がきちんと運営されるには、説明と理解を基礎とした判断、行動が必要不可欠なのである。

今回の原発事故で、原発の技術や実情を知らない国民は、各種説明によって判断するしかなかった。とくに原発周辺の住民にとって、説明は生命に直結するものになった。

説明の仕方、内容、責任も、場合によってちがう。以下、原発事故で生じた説明についてのいくつかの事例を分析する。

「東電は全面撤退を求めたのか」

東京電力が政府に「原発から全員が撤退したい」と申し入れた事実があったかどうか、大問題だった。申し入れがあったと思った菅首相は「全員撤退はない」と怒った。そして東

電本社に怒鳴り込んで、統合対策本部を設置した。結果として、指揮系統の乱れが生じた、という批判も生じている。

民間事故調は、東電の主張には根拠があるとは言えないとしている(『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』福島原発事故独立検証委員会、以下『民間』p.86)。逆に、政府事故調査委員会では、全員撤退とは言ったことは認められないとする(『東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 最終報告書』東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、以下『政府』p.202ff.)。

国会事故調も東電が全員撤退するつもりはなかったという見解である(『国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 報告書』、以下『国会』p.282)。東電自身は、作業に直接関係ない人員の「退避」にすぎないとして、全面撤退と言ったことを完全に否定している(『東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告』、以下『東電中間』p.68ff.)。

言ったとか、言ってないとか、子どもの喧嘩みたいな話だが、民間事故調以外の二委員会は、言ってないという東電の主張をおおむね認めている。

これはあきらかに説明責任の問題だが、説明がなぜ必要なのかを思い出してみると、責任問題はあっけないほどかんたんなのである。

説明しているのは東電だ。説明してる側とされてる側では、してる側のほうが状況をよく知っている。現場の状況、配置の人数など、いちばん知っているのは東京電力だ。だから政府が理解できるように説明するのは、する側の東電の責任なのである。

言ってないのが事実としても、官邸関係者が一致して「全面撤退」と受け止めたのは、説明の仕方が悪かったからだ。実際にどう言ったかではなく、説明を受ける側がはっきり理解していない、誤解するような説明だった時点で、すでに説明責任は果たされていない。

だからそこに何かの私意が含まれていたのではないかと勘繰られるのもやむをえない。分かるように説明してもらわないと、説明されたほうは、それに基づいた決定には責任が持てないのである。

したがってこの件については、東京電力は説明責任を果たしていない、と断定できる。全員撤退の意志はなかったと認めた国会事故調も、政府の誤解は、東電の体質が招いたものであると厳しく批判している(『国会』p.252)。

「原子力安全・保安院の説明」

原子力安全・保安院の最初の担当官は「炉心溶融」と発言した。そのさい発表内容の政府への事前報告がなかったので、官房長官から叱責^{しっせき}があり、担当官を交代させた。その後、「燃料棒損傷の可能性は否定できない」へと説明を変更したが、結局、「炉心溶融」だったことが明らかになって、政府の発表への国民の信頼を失墜させた。

この件について、民間事故調では、中村審議官の交代は、政府広報に疑念を抱かせるようになったとする（『民間』 p.124）。

国会事故調も官房長官の叱責によって関係者が不必要に萎縮し、その後、発表内容の変更により国民の信頼を失ったとしている（『国会』 p.342）。

政府事故調は厳しく、炉心溶解という否定しがたい事実を積極的に否定する内容となっていて、各方面の情報ニーズを誤った方向に導くきわめて不適切なものだった、と批判している（『最終報告書 概要』以下『概要』 p.15）。

この件は全員撤退問題とは本質的にちがう。撤退については、東電は人数、その方法をほとんど把握していた。しかし「炉心溶解」については、技術的な判断が未確定な点について、どう説明すべきかなのだ。この問題は技術が関係する事件ではいつも起こる。正確に断定できないことは明言すべきでない、という技術的な判断があったという意見もある（『民間』 p.124）。

だがこの件でも、何のための説明義務かが明確に分かっていなかった。説明するのは国民の判断材料に供するためである。この場合でも、「炉心溶解」にしる「燃料棒損傷の可能性は否定できない」にしる、よく吟味して国民にとって必要な情報を決定すべきなのだ。

だが、事実が分からないのだから、国民にとっては最悪の場合を考えねばならない。だから「炉心溶解」の可能性がある、という説明であるべきだったのではないか。必要なのは、科学的事実の正確さではなく、その事実によって国民がどう行動すればいいかの説明なのである。しかしそれではパニックが起こる、という危惧がある。これは次の問題にも通底する。

「政府の国民への説明」

国民のほとんどが枝野官房長官の会見をテレビで見っていた。「ただちに健康への影響はない」という言葉をすべてと言っていいほどの国民が聞いた。

ただちに影響はないということは、国民に、現時点での安全を呼びかけていると同時に、将来の影響を否定していない。だから間違いのない、正確な言い方なのだ。

だが、二重の意味を含んだこの言い方については、各調査委員会は一様に批判している。

民間事故調は、この説明は一般に疑念をいだかせたと指摘している（『民間』 p.65）。

当時の枝野官房長官は、「ただちに」という言葉を使ったのは7回だった、うち5回は食品についてだと釈明しているが、民間事故調は「すぐに」という表現を加えると、最初の2週間で少なくとも10回は確認している（同p.126ff.）。枝野氏の説明不十分はまぬがれない。

国会事故調は、「ただちに」発言で、飯舘村では4月22日まで放射能を浴びてしまったと批判する。この実際の被害について情報操作だと断定している（『国会』 p.344）。

政府事故調では、「ただちに健康への影響はない」という表現が、健康への影響を心配する必要はない、という意味と、長期的には人体への影響がある、という2つの意味があると指摘。

両義的表現は、緊急時における広報の在り方として避けるべきだとする（『概要』 p.15）。

小学生の子どもを屋外の給水の列に並ばせて、被曝させた不安を持つ住民は、「国は『ただちに健康に影響はない』と繰り返してばかり。他に伝えることがあったはず」と憤った（『日経』2012年7月6日朝）。

この場合の説明は、前出のふたつの説明とは規模がちがう。先の説明は特定の相手や、特定の問題だったが、この場合は、ひとりひとりさまざまな事情をかかえている国民の生命や健康問題についての説明なのだ。動けない病人をかかえている家族。逃げないと決めた人。それぞれの人の理解力にも差がある。ひとり暮らしだが元気な老人。すこしボケ気味の老人。こういう人たち全員への説明はどうあるべきか。

「由(よ)らしむべし、知(し)らしむべからず」と『論語 泰伯編』に言う。為政者は国民を方針に従わせることはできるが、その方針の理由を理解させるのはむずかしい。そこで為政者は国民に従わせればよく、道理、理由を分からせる必要はない、という意味だ。

一面の真理だが、現代の倫理学では、この考えはパターンリズム(父権主義)として否定されている。医師が父親のように患者に接するパターンリズムが批判されるのはこれによる。

政府もおなじだ。父親のように、上からの目線で国民に接することは許されない。国民は最終的に自分で判断し、結果責任を負うからだ。

官房長官の説明は、一見、父権主義ではない。長官自身の説明意図を肯定すれば、ほとんどが食べ物の話だったことになる。

だが、原発からかなり離れている関東地方の住民でさえ心配していたのは、逃げたほうがいいかだった。東京でパニックが起これば収拾がつかない。あるいは福島県内でも、人口三十数万の、いわき市、福島市、郡山市の規模でさえそうだ。

パニックが起こらなかったのは、この発言の影響もあるだろう。それでもこれは説明義務のあり方からは外れている。

ではどう説明すべきだったか。国民、住民の望んでいる基本的な情報を伝えるのが基本である。逃げたほうがいいのか、今の住居に留まってもいいのか。何をどう食べたらいいか。つまりどう行動すればいいかについての基本方針である。動けない人たちなど個々の住民については、自治体の仕事だろう。

ところが、そもそも低線量被曝のリスクが不明だし、専門の科学者の意見もまちまちだ。しかし国が信任している科学者の見解はある。したがって国の説明は次のようになるしかない。

リスクは不明だ。しかし国としては信任している科学者の大丈夫だという意見に拠る。パニックのリスクのほうが甚大だと予想される。国や自治体の方針を信用して、落ち着いて行動

してほしい。こういう説明になるのではないか。

3月25日、屋内避難を指示している福島第一原発から20～30キロ圏内の住民に「自主避難」を促したのは、住民に対して無責任である。

説明義務とは、説明を受ける側が情報をきちんと理解できるかに、かかっている。情報を持たない、理解できない住民への自主避難の押しつけは、行政の責任放棄である。

「原発建設についての説明」

原発建設にあたって、地元民が喜んでいたことが強調されることがある。貧しい村が豊かになり、出稼ぎに行かなくてすみ、一家がいっしょに生活できる。そのほうがいいのはとうぜんだ(『「フクシマ」論 原子力ムラはなぜ生まれたのか』 p.277)。

だからといって、住民が原発を肯定したことにはならない。もっともおおきい説明義務違反は、このような大規模の災害への「理解」可能な説明がなかったことである。

原発建設の時代には、説明義務という倫理観は今ほど確立していなかった。だからその時期には倫理違反でなかったとしても、発電所は運転され始めて現代に至っている。とうぜん追加の説明は行われなければならない。

再稼働についても、住民の意見が求められるが、このような事故の後では、住民とはこれまでの原発立地地域に限定できない。少なくとも全福島県民、風向きによっては関東地方の住民も影響を受けたとなると、結局、国民全体の意見が聴取されねばならないはずだ。

こう分析して来ると、今回の事故では説明義務違反がいたるところに見られる。説明責任は、ひとつの倫理観だが、見てきたように、住民の命にかかわる要因を持っているのである。政府と一流会社のきわめて不正確な対応によって、われわれは説明責任についての、残念だが、新しいおおくの事例を持つことになってしまった。

今回の件を反省して、今後について、国民の理解を深める説明の方法、範囲についての共通認識を早急に確立すべきだと思う。

II 倫理問題② マニュアルについて

マニュアルを守っていれば、誰でも正確に仕事ができ、事故対応もうまくいくことになっている。しかし今回も、マニュアルにもかかわらず、いろいろな課題が噴出した。マニュアルは経営倫理学の領域なので、その基本から検討してみる。

民間事故調にもマニュアルが不備だった指摘がある(『民間』 p.318)。巨大官僚組織的だった。しかしマニュアルに従ってはいた。だから、それを越えて仕事するのが誠意だ(同p.396)。

政府事故調。「原子力事故と地震・津波災害との複合災害の発生を想定した原災マニュアルの見直しを含め、原子力災害発生時の危機管理態勢の再構築を早急に図る必要がある」（『政府』 p.424）。その検討に当たっては、現地対策本部に関係機関が集まって事故対処に当たるといふ「枠組みでは対応できない事態が発生した場合」に、どんな態勢で対応すべきかについても具体的に検討し、態勢を構築しておく必要がある（同p.424）。

つまり想定外についても、マニュアルを構築すべきだということだ。むろん必要だが、それも越えた状況についてはどうするのかと、一般国民は危惧するのである。だから班目元委員長の2007年浜岡原発をめぐる訴訟の証言はもっともだと思える。「ちょっと可能性がある。そういうものを全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れません」（『「想定外」の罨』 p.22）。

企業でも、不祥事が起これば、すぐに行われるのはマニュアルの整備だ。企業の事故対策委員会はその順序で対策をすすめる。この方向はまちがいでない。だが、いくらマニュアルを改善しても、結局はこれまでと同じことが起こっているのは、原発も一般企業も変わるところはない。

医療の現場であればマニュアルを整備、修正しても、事故や不祥事が絶えないことを、思い出したほうがいい。身近なところでは、ファストフード店のマニュアル化された笑顔や、状況に合わない一律の接客態度が、しばしば戯画化されることを、持ち出してもいい。

ほとんどの国民は、なんらかのかたちで組織にかかわっている。そしてマニュアル重視だけでは組織は運営できないということも、日ごろから体験している。

書いてないことが起こった場合、とっさには対応できないとか、書いてあることが状況に適さなくなっても、そのまま規則どおりに仕事をつづける、それが真面目に仕事するという状態だ。こういうまちがった無責任な判断や行為がどの組織にもあって、責任逃れにも使われている。こういう弊害は、原発事故を批判している国民自身も、自分の組織で毎日のように経験していることである。

企業の不祥事の後公表された、対策の報告書を読むと、それぞれ事件はちがうのに、対策の骨子は驚くほど似ている。

現場よりも、コストダウン、生産性向上を重視する傾向があった。最大のステークホルダーである消費者の信頼回復。品質第一。安全・安心。企業情報を一般消費者に対して積極的に公開していく。ホームページを有効活用し、文書、画像、動画等を駆使する。

これは東電の事故報告ではない。不二家や白い恋人を作った石屋製菓の報告書共通の事項なのだ。正確な自覚だが、言葉だけが上滑りにならないのか、と危惧するのは私だけではないだろう。

すべての状況に対応するマニュアルなどない。想定外はどの部署でも企業でも、どの組織で

も起こる可能性がある。必要なのはコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、マニュアルなどを運用するさいに、それらを超えた想定外に対する責任の自覚なのだ。

「緊急事態とは、予測を超えた事象が生じ得るものであり、どのようにマニュアル等を整備しても、想定外の事象が起こり得る。この想定外の事象に的確に対応するためには、日頃から、現実感を持った危機管理意識が必要になる……、」（『国会』 p.311）。

マニュアルを超えた想定外に対する責任の自覚がなければ、いくら規則やマニュアルを改善しても、結局同じことが起こるのは、原発も一般企業もかわるところはない。しかしその自覚とはどういうことなのか。

Ⅲ 倫理問題③ 想定外について

「想定外についての、東電、民間、国会、政府の報告書の見解」

事故後「想定外」という言葉がしばしば使われた。この章では想定外とはどういう状態か、想定外について倫理的責任があるのかないのか、あるとすれば誰にあるのかを考える。これについても意見は膨大にあるので、目についた範囲のものを検討する。

まず東京電力の報告書。「このように今回の事故での経験を顧みれば、我々原子力関係者全体が、安全確保のベースとなる想定事象を大幅に上回る事象を想定できなかった、また、原子力災害に対する我々の備えの想定も甘く、対応においては現場実態を想像できず実践的な考えが十分でなかったと言わざるを得ない」（『福島原子力事故調査報告書』以下『東電』 p.320）。

地震や津波などの事象についての想定、原子力災害に対する備えの想定、対応における現場実態への実践的な考えについての想定、この3つの不足が挙げられている。

この文だけ見れば、想定が甘かったことを率直に認めているが、その後の文章では、責任が東電だけではない旨の表現がつづいて、批判を浴びた。

なお、東電の新経営陣は前回の報告を否定して、「問題は事前の備えができていなかったこと」（『原子力改革の進め方』 p.7）とする見解を示した。

この具体的な反省には好感を持てるが、われわれ一般人が理解できないのは、経営陣が変わったとたんに、科学的分析の評価が変更されることなのだ。経営陣がまた交代したら、評価はまたまた変わることになるのか。

民間の論調。今回の高さの津波を予想することは難しかった。だが津波のリスクがおおきいことも関係者は知っていた。にもかかわらず対策は不十分だった（『民間』 p.274）。

東電の「想定外」は、「国から言われている基準を守っていた」「だから、仕方ない」「私た

ちのせいではない」というニュアンスを受け、「民間公営事業の負の面を象徴している」（同）。

それにしても千年に一度の最悪の想定にもとづいて、企業が巨額の支出や長期にわたる困難を覚悟することはできない。最終的には国の安全宣言を国民は信じた（同p.399）。

想定外への対策の不備は、国の責任がおおきいとしている。

3番目に国会の報告書の見方。古い地震学や短い期間のデータで想定していたので、想定が甘すぎた。新計算法を知っても迅速に対応していない。過酷事故（「あらかじめ想定していた「設計基準事象」を大きく超える事象」〈ウィキペディア〉）を狭くとらえていた。コストや訴訟などのリスクへの対応と比較された結果、確率は低いが壊滅的な事象を引き起こす事故への対応がなされていなかった（『国会』1.3）。過酷事故を狭くとらえ過ぎていたと集約できる。

最後に、政府の報告書はこの点については詳しい。「想定外」という言葉には、大別するとふたつの意味がある。「ひとつは、最先端の学術的な知見をもってしても予測できなかった事象が起きた場合であり、もうひとつは、制度や建築物を作ったり、自然災害の発生を予測したりする場合に、予想されるあらゆる事態に対応できるようにするには財源等の制約から無理があるため、現実的な判断により発生確率の低い事象については除外するという線引きをしていたところ、線引きした範囲を大きく超える事象が起きたという場合である」（『政府』p.418）。今回の大津波の発生は、この10年余りの地震学の進展と防災行政の経緯からして後者だった。

今後の対策として、学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。また行政は、少数であっても地震研究者が危険性を指摘する問題については実態解明を急ぐための研究プロジェクトを立ち上げるとか、関係地域に情報を開示すべきだ（同p.421）。東京電力のさまざまな態度には、原発プラントに致命的な打撃を与える恐れのある大津波に対する緊迫感と想像力が欠けていた（同p.422）。

「各分野の専門家の見解」

次に、目についた範囲での想定外についての意見を検討しておく。

柳田邦男は、日航ジャンボ機墜落事故や福知山線脱線事故など、災害の現場を多く取材しただけに、さまざまな事故の取材経験からの幅ひろい見解には、上記報告書とはちがった重みがある。

想定外とは、A. 本当に想定できなかったケース。B. ある程度予測できたが、データが不確かだったり、確率が低いと見られたために、除外されたケース。C. 予測されたが、本気で取り組むと、投資額が巨大になるので、そんなことは当面起こらないだろうと楽観論を掲げて、想定の上限を線引きしてしまったケース（『「想定外」の罨』p.19）。

「……われわれと彼等の想定被害の前提が根本的に違うことによるのだろう。ジャーナリストなり作家なりが見るところ、大災害、自然災害というのは必ず通常の常識を打ち壊すような

形で起こる。それが災害問題を考える大前提である。ところが……法律や行政官、企業の技術者は、最初から土俵を作り、その中での議論しかしない」。(同p.250)

これについての氏の提言は、「想定限界を……高くする」(同p.47)「想定外の事態に対しても対応の方策を可能な限り探る」(同)である。

松本京大学長。「『想定』したのは、政府であり事業者であり、科学的知見を基に確率や利益などを勘考し、社会的、経済的観点から設定されたものが想定値であって、大本の科学の知識が間違っていたわけではない」(『日経』2011年5月31日朝)「科学的知見を判断する側に問題があったということだ」。つまり政府、東電の責任になる。

ノーベル賞受賞者、益川敏英の見解。「『想定外』というのは、彼らの設計の目標外であったというだけのことです。今回の原発事故は、科学者から見たら当然考えられる範囲です。ああいう言葉遣いは問題だと思いますね。コスト面から考えた設計目標を超えていたと言うべきです」(『京都新聞』2011年10月17日朝)。

すると、コスト面の限界の値の設定が正しかったか、あるいはコストを超えて設計目標を立てることが必要だったかになる。

私企業として後者は採れない。株主代表訴訟の対象になるかもしれない。コスト面の限界の値の設定が正しいと検証されれば、東京電力に落ち度はなかったことになる。こう考えると「科学者から見たら当然考えられる範囲」については、国が責任を持って決めるということになる。

佐々木毅は政治学者。「建築物にせよ、防波堤にせよ、所詮それらは一定の『想定』を前提にした構造物であり、『想定外』の事態が起こればこの神話は一挙に崩壊する。『想定外』のことを考えろという意見もあるが、それは実際には『想定』の中身を考え直すことでしかない。その時にもやはり『想定外』は残る。これは致し方ない」(『日経』2012年3月11日朝)。

これは素人にも分かりやすい。どこまで想定しても、その外に想定外が残るということだ。

政治学者、北岡伸一。「日本の原発反対派には、『想定外』ということは許されないという人がいる。しかし、世界の情勢を考えればホルムズ海峡をめぐる中東で軍事衝突が起きる可能性もゼロではない。こういう事態も想定しなくてはいけない。それなら、中長期的にはともかく、直ちに原発をやめるわけにはいかないのである」(『日経』2012年3月13日朝)

つまり原発にかんする想定外は原発以外にもあるから、それらも考え合わせなければならない。それはそうだ。結果として原発の即時廃止は不可能になる。

上橋菜穂子は、女用心棒バルサが活躍する『守の人』シリーズ、獣ノ医術師エリンの苦悩と闘いを描いた『獣の奏者』などによって、物語の紡ぎ手だとされている。

「昨年来、想定外という言葉をよく聞きましたが、まだ起こっていないことを考えるのですから、どれだけ生々しく想像できるかで精度が変わってくる気がします。今回の経験をした人が物語を紡げば、まだ起こっていない未来の災害を生々しく想像できますから、それに備える力になる。それは津波の高さ何メートルというデジタルな情報とは、また違う力を持つはずです」（『日経』2012年3月24日夕）。

災害を経験した人が、想定外を「生々しく想像」すれば、デジタル、そして科学的な情報とはちがう力だから、別の「備え」になる対策が出てくるはずだ。逆に考えると、今回の事故は、想定外を「生々しく想像」できてなかったことになる。作家らしい鋭い指摘だと思う。

「生々しく想像」というのは、災害規模の科学的予測やコスト計算や法的責任だけでなく、災害が現実起きたときの悲しみ、怒り、混乱なども予測に加えるということだろう。こういう実情が今回の事故の対応への最大の課題になっているのだから。

しかしどういう対策なのかは書いてない。やはりこの種の発言は、実際に、物語を紡ぐなり、具体的な表現で示してもらわないと是非が分からない。

井上典之は法学者の立場から、「緊急事態に備える憲法改正」などの法的整備によって「想定外の緊急事態を解決できるのか」と問う。私権制限などについては「現行制度の下での不十分さは、法システムにあるのではなく、その運用のあり方に起因していると指摘できる」（『日経』2012年5月23日朝）。

法学者の間でまったく逆の議論があるだろうし、どっちにしても素人には難しい議論だが、ようするに想定外に対して法的な対応はできると理解した。内閣が想定外の事故に対処するとき、法的根拠を確認するのはどうぜんだから、こういう主張があると安心できる。

「想定外のまとめ」

以上の所論をまとめてみる。原子力災害に対する備えの想定外、事故対応への実践的な考えについての想定外、を現実的な対応についての想定外としておこう。

これらが生じたのは、費用対効果についての想定外、自然事象などの科学的に確率が低い場合を想定外としたことによる。これを計算上の想定外とくくっておく。

国の想定外、東電の想定外は以上の想定外を総合した法的、規則的な想定外になる。しかしさらに、その根底にある責任感の欠如に対して、たくさんの批判がある。これは責任の想定外になる。

想定外だから責任はない、としている意見はない。東電と国の責任を指摘する見解もおおい。

しかしそれはどういう責任なのか。刑法上の罪は問えないという意見が多数のようだが、では誰にも何も責任はないのか。

以上のそれぞれの専門分野について、一般人はいちいちうなずくばかりで、成否の判断は、ほとんど不可能というべきだ。一般市民が言えるのは、根底に見られる責任感の欠如である。それは説明義務でも、マニュアルでも根本に見られた。では責任感とはどういうことなのか。

IV 倫理問題の根本としての「誠」

「福島県民が求めているもの」

福島県民の怒りが収まったわけではない。

「中間貯蔵施設の設置をめぐる混乱の背景には国や東電の加害者意識の欠如がある。誠意ある謝罪の姿勢が見えないうちに『施設をお願いします』というのは順序が違う」（『福島民報』2012年3月8日朝）。

古川町長の川俣町も風の関係で放射線量が高い。「国や東京電力は住民の生活不安を取り除くためにも、賠償などで誠実に対応してほしい」（同）。

これからも事あるごとに怒りが噴出するだろう。相手に求めるのは誠意であり誠実なのだ。説明のし方やマニュアル、想定外の根本に、県民は誠意を感じられないので怒っているのだ。怒りを収めるのに必要なのは、誠意なのである。金額ではない。

けれども誠意と言っている福島県民のほうも、それが具体的にどういうことか、結局、何を求めているのか、よく分かっていない。

だから対応している側からは、県民感情を逆なでする発言も出てくる。「最後は金目でしょ？」（2014年6月16日午後）、石原環境相だ。

言っているほうも、言われているほうも、誠意を示すとは、具体的にどうすることなのか分かっていないので、混乱が拡大しているのである。

誠意とは何か。つまり「誠」とはなんなのか。

「誠とはどういうことか」

まず『大学』を参照しよう。「……自分の身を修めようとする者は、まず自分の心を正した。自分の心を正そうとした人は、まず自分の思いを誠にした。自分の思いを誠にしようとした人は、自分の思いの本である自分の知能を極めた。知能を極めるとは、物ごとの善悪を確かめることである……」（『大学・中庸』一章）。つまり誠とは、物ごとの善悪を確かめることになる。

誠については、ほとんどの日本の思想家が語っているので^(注2)、地元の安積良斎の用法を参考にする。

「しかし人たる者、どうしても『耳目口鼻四肢の欲』を免れることができない。それによって生じるのが『私意』であり、この私意の乱すところに『不善』『不誠』が現れる。いうなれば人はつねに方寸(心)の中に善悪が戦っている存在なのである。……。そこで君子たる者は、……。こころを昭らかに透きとおったものにし、事に臨み物に応じて、その意を誠にし、片時といえどもその意を欺く萌しをおしとどめておく心掛けが求められる。事に臨み物に応じてその意を誠にし、善を好むこと必ず色を好むがごとく、悪を悪むこと必ず悪臭を悪むがごとくでなければならない。いさかさかの『私意』もその間にまじることのないことが肝要である」(安積良斎撰文「誠齋記」解題並びに訳注『斯文118号』p.195f.)

『大学』をさらに解釈して、善を好むのは、「こころを昭らかに透きとおったものにし」「私意」を交えないことだとしている。

この立場は、文学にも通じている。「我が中心(心中)の誠を尽くすにしかず」(『佐藤一斎安積良斎』p.160)。詩作する時にも、他人に褒められよう、世間の風潮に合わせようと思って作ると、心情を失うと言っているのである。

副詞的用法も見ておこう。「人生誠有涯」、人生は、まことにはてがあるものである(『良斎文略』p.374)。「君、能く焉を得る有れば、洵に此の勝に負かざるを為す」、あなたはこれを会得しているので、まことにこの景勝に背くことはありません(同p. 366)。つまり「ほんとうに」というほどの意味である。良斎の用語法は、現代人の用法とほとんど変わらない。

吉田松陰は一代後で、誠から至誠へと用語が若干変化しているが、彼の用法も見ておこう。

「伯夷は殷の紂王の暴虐を避けて北海のほとりにいたが、周の文王が立ち上がったと聞いて言った。『周に身を寄せよう。聞けば、西方の諸侯の長、文王は老人を大切に養って下さるそうだ』。太公望も紂を避けて東海のほとりにいた。周の文王が立ち上がったと聞いて言った。『周に身を寄せよう。聞けば、西方の諸侯の長、文王は老人を大切に養って下さるそうだ』。伯夷と太公望は天下の大長老である。その二人が文王に身を寄せたのである。天下の民の父が身を寄せたことになる。天下の父が身を寄せたのだから、民がどこへ行くかは明らかだ」(『孟子離婁篇上 第十三章』『中国の古典 孟子』p.203)。

孟子のこの文を引いた後、松陰は注釈する。「文王至誠にして老を養ふ。故に伯夷・太公動きて興起するなり。天下の人皆動きて是に歸するなり。文王の心初めより伯夷・太公を動かさん、天下の人を動かさんとの心あるに非らず。若し此の心あらば至誠に非らず」(『講孟餘話』吉田松陰全集 第三巻 p.185)。

誠について、良斎の私心がないという解釈を、動機の中に結果の予測を含めない、と深めている。両者の見解はほぼおなじであり、それは現代のわれわれも共有できる。すなわち福島県民が求めているのは、私心なく交渉に当たれということであり、金額でないのは明らかである。「なぜ誠が必要なのか」

現代日本人のこころの中で、西欧合理主義と日本的道義心の相克が起こっている。社会の行き詰まりに直面して、時代の推移の中で見失っていたものが大切なものだったと、感じ始めているのだ。

原発をつくり、事故を想定し、マニュアルや規則集をつくり、説明するのは西欧型の理性である。しかしそれでは想定外に対応できなかった。

やむを得なかったことについて責任を取れと、われわれは非難しているのではない。時代も状況もちがうから、長斎や松陰をそのまま復活させる必要はない。私心が丸見えで、マニュアルや規則を隠れ蓑にする態度に、県民は怒っているのである。

原発事故が、一部のひとびとや、ひとつの会社だけでなく、日本社会全体に蔓延する無責任体制を示していることに、われわれはすでに気づいている。動機の中に結果の予測を含んでいくこと、私心しかないことも、毎日、体験している。

技術や規則集が無意味なのではない。誠をこころの中核に置く者が、人の上に立つべきだと、われわれは求めているのだ。誠のある人、生死を超えた人が事にあたっていれば、原発事故が起こってしまっても、対応が十分でなくても、納得はできるのである。

西欧型合理主義の産物である原発が行きづまったとき、日本人が選んでいけるのは、こころの奥深くに脈々と受け継がれている、日本の精神の古層しかない。「誠」に頼るしかないのだ。誠を再考すべき時代になっているのである。

注

- (1) たとえば、日本倫理学会でも、原発の倫理に関するものは断続的に発表されているが、説明義務、マニュアル等の現代の倫理水準からの検討はない。
- (2) たとえば、新渡戸稲造『武士道』、『西郷南洲翁遺訓』、『新撰組史料集』（新人物往来社 1995年）の中の近藤勇の手紙、などにも見られる。

参考文献

- 『福島県エネルギー政策検討会（中間とりまとめ）』福島県ホームページ 2002年
『知事抹殺 つくられた福島県汚職事件』佐藤 栄佐久 平凡社 2009年
『災害論』加藤尚武 世界思想社 2011年
『「フクシマ」論 原子カムラはなぜ生まれたのか』開沼博 青土社 2011年
『価値観再生道場 原発と祈り』内田樹×名越康文 橋口いくよ（聞き手・文）2011年
『原発危機の経済学』齊藤誠 日本評論社 2011年
『原発報道とメディア』武田徹 講談社現代新書 2011年
『「想定外」の罨』柳田邦男 文藝春秋 2011年
『原発と津波』佐野真一 講談社 2011年

原発事故と倫理

- 『福島原発の真実』佐藤栄佐久 平凡社新書 2011年
- 『東京電力 失敗の本質』橘川武郎 東洋経済新報 2011年
- 『福島原子力事故調査報告書(中間報告)』東京電力 2011年
- 『東京電力中間報告書』東京電力株式会社 平成23年12月2日
- 『原発 日本』飯田哲也他 ロッキング・オン 2011年
- 『地方の論理』佐藤栄佐久+開沼博 青土社 2012年
- 『東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告』東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 平成23年12月26日
- 『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』福島原発事故独立検証委員会 ディスカヴァー 2012年
- 『福島原子力事故調査報告書』東京電力株式会社 平成24年6月20日
- 『国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 報告書』国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 平成24年7月5日
- 『東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 最終報告書』東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調) 平成24年7月23日
- 『検証福島原発事故・記者会見 東電・政府は何を隠したのか』日隅一雄 木野龍逸 岩波書店 2012年
- 『プロメテウスの罠』朝日新聞特別報道部 Gakken 2012年
- 『ラジオ福島の三〇〇日』ラジオ福島災害報道特別番組 毎日新聞 2012年
- 『FUKUSIMA レポート 原発事故の本質』FUKUSIMA プロジェクト委員会 日経BP 2012年
- 『回答 高レベル放射性廃棄物の処分について』日本学術会議 平成24年9月11日
- 『原子力改革の進め方』原子力改革特別タスクフォース(東京電力) 2012年10月12日
- 『予測できた危機をなぜ防げなかったのか?』マックス・H・ベイザーマン マイケル・D・ワトキンス 奥村哲史訳 2016年
- 『大学・中庸』岩波文庫 1998年
- 『安積良斎撰文「誠斎記」解題並びに訳注』『斯文118号』PDF版.
- 『佐藤一斎 安積良斎』中村 安宏、村山 吉廣 明德出版社 2008年
- 『良斎文略』安藤 智重(著)、村山 吉廣(監修) 明德出版社 2013年
- 『講孟餘話』吉田松陰全集(復刻版)第三巻 山口県教育会 マツノ書店 平成13年
- 『中国の古典 孟子』大島晃訳 学習研究社 昭和58年
- 『福島民友新聞』
- 『福島民報』
- 『日本経済新聞』